

八街市污水適正処理構想（案）に対する意見と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え方
1	概要版 3. 八街市の 污水処理に おける現状 と課題	用途区域内の下水道普及率を令和6年度までに100%完了してください。	D	令和2年度末で、用途区域面積594haの内、整備済面積が453ha、未整備面積が141haとなります。 下水道の整備には、多額の財源を必要とするため、ご意見にあるように、令和6年末の用途区域内の整備率を100%とすることは、難しいものと考えています。
2	概要版 6. 今後の整備計画	用途制限区域内540.7haで終了とし、令和31年度までの長期区域は実施しないでください。	D	八街市污水適正処理構想（案）で検討した結果、1,030haを集合処理で行うのが有利という判定なので、ご意見にあるように集合処理とする区域を用途区域内のうち540.7haに留めるということは、考えておりません。
3	概要版 6. 今後の整備計画	下水道計画区域外の地域は、「都市型合併浄化槽」へ転換してください。（公共工事としてPFI方式にて地元企業で対応）	E	污水適正処理構想は、集合処理と個別処理のそれぞれの特性や経済性を総合的に勘案し、集合処理とする方が有利な区域と個別処理とした方が有利な区域と定めるものです。 従いまして、ご意見にあるような個別処理区域の具体的な整備手法を八街市污水適正処理構想（案）に反映することはできませんが、参考意見として承ります。
4	その他 （取り組み について）	下水道整備済みの未処理住居及び浄化槽からの切り替え、分譲住宅の集中浄化槽等を取り組む努力に傾注してください。（多少の投資も必要ですが、設備能力を最大限活用のため。）	E	污水適正処理構想は、集合処理と個別処理のそれぞれの特性や経済性を総合的に勘案し、集合処理とする方が有利な区域と個別処理とした方が有利な区域と定めるものです。 従いまして、ご意見にあるような水洗化向上のための具体的な取組を八街市污水適正処理構想（案）に反映することはできませんが、参考意見として承ります。